

## 社会福祉法人樅原市手をつなぐ育成会 令和4年度 事業計画

### はじめに

コロナ禍の中には、障がいのある人を含め、多くの人々が制約の多い生活を余儀なくされ、ストレスを感じながら暮らしています。

オミクロン株の流行により、その感染患者が、全国的に増加傾向が続いております。そのため、介護、障がい福祉、子ども、子育て、そして、生活困窮者の支援を担う社会福祉法人、福祉施設においても、福祉従事者が濃厚接触者に特定され、14日間の健康観察（自宅待機）を余儀なくされるケースが増えて、福祉サービスの提供に大きな支障をきたす事態が生じています。

その結果、利用者や提供職員の感染状況によっては、事業所を閉鎖して福祉サービスの提供を休止せざるを得ない状況もあって、此処にきて、介護給付費等の収入が、この1月・2月で合せて、前年度比で13.0%、金額にして約1644万円余り落ち込みがみられるなど憂慮すべき事態でもあります。

こうしたなか、令和4年1月12日、医療従事者については、オミクロン株の流行に対応した保健・医療提供体制確保のさらなる対応強化として、濃厚接触者の待機期間の見直し（濃厚接触者となつても、毎日検査を行う等により勤務を行うことを可能とする取り扱い）が改めて通知されました。

そこで、1月14日、全国経営協は、医療従事者同様に、緊急的な対応として、福祉従事者である濃厚接触者についても、無症状であり、毎日業務前の検査で陰性が確認された場合には、勤務を行うことを可能とする等の取扱い認めていただくよう要望したのです。

これを受け国は、二度にわたり濃厚接触者の待機期間の取扱いを変更しました。1月28日以降、保育所等を含むエッセンシャルワーカーは、陽性者との接触等から4日目及び5日に、抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目からの待機を解除できるとされました。

医療従事者とともに、私たち福祉従事者は人々の生活に必要不可欠なエッセンシャルワーカーであり、感染が急増している地域においても、必要な福祉サービスの提供を継続するための体制を早急に確保する必要があります。

あわせて、同取り扱いの前提となる、全ての福祉施設、事業所においてPCR検査等について、定期的な実施並びに感染の疑いが生じた

際の迅速な実施に向けて、各自治体での体制強化と検査費用に対する支援を強く求めるものであります。

私たちは、障がいを持つ子供たちの親で創設した法人として、就学前児の療育から、学齢期の放課後等デイサービスでの支援、卒業後の働く、暮す、楽しむ等の社会参加、親亡き後の生活に向けてのグループホームでの自立支援、余暇活動支援など、一生涯隙間のない福祉サービスの実現を目指し、総合的な支援ができる法人を目標に、今日まで活動してまいりました。

この度の新型コロナウイルス感染症は、いまだ収まる気配はありません。当法人では、令和4年度も引き続き、職員一同、利用者皆様の健康で安全な生活を守るために感染予防対策を徹底し、万全な体制で臨んでまいります。

さて、法人は、今年7月で創設から21年を迎えることとなります。

当法人が創設の目的としてきました「地域で普通に暮らす」「24時間365日の支援を目指して」をキャッチフレーズのもと、引き続き、これまで関わって下さった方々への感謝を込めながら、障がいのある方の地域の中での暮らしを積極的に支援してまいります。

加えて、サービスを提供する側の事情優先ではなく、障がいのある方やご家族の立場で考え方行動すること、障がいのある方一人ひとりの権利擁護、人権尊重を大切にすることを意識しながら、今後の展望するビジョンづくり、組織および運営財政基盤の充実強化などに努めてまいります。

そして、次の世代も持続可能な法人運営を目指して、中長期経営計画の策定を中心に「果敢に挑戦」をテーマに真の障がい者福祉を牽引できる法人となり得るよう検討を進めてまいります。

私たちは「地域共生社会」の実現に向けて、今まで以上に利用者や地域の声に耳を傾け、必要とされる新たな支援を創造し、利用者や地域から必要とされる法人となるための取り組みを推進してまいります。

そして、その取り組みには、すべての職員がそれぞれの地域の中で皆様から認められ、愛され、それを働きがいに繋げられる好循環を生み出すことが重要であり、その意識変革を成し遂げたいと考えています。

ご案内の通り、令和3年度の事業計画において実行し、年度末に建設竣工した

- ・檍原市大軽町における共同生活援助事業所「日中サービス支援型グループホーム」ビレッジまほらA棟

が、4月1日から始動し、

・橿原市大久保町における生活介護事業所「橿原市福祉作業所」が、この4月末に橿原市の施設から移転し、5月1日から新しい作業所で活動することから、令和4年度は、この両事業の健全運営に向けて、職員共々精進する所存であります。

また、利用者の増加に対応するため、年度途中に開所した9か所目、10か所目となる

- ・橿原市曾我町に開設した放課後等デイサービス事業所  
ファミリーサポートかしはら「りゅうぐう」
- ・橿原市小房町の自立支援センター「北館」に開設した  
児童発達支援事業所「すてっぷ」

についても、療育・子育て支援等の利用者ニーズに応えるため、併せて、法人の財源伸張の観点からも、児童等の支援事業活動に一層努力する所存であります。

更に、前年度の事業計画において、何とか実現したかった北葛城郡上牧町を中心とする西和地区に新設予定であった、生活介護事業所・放課後等デイサービス事業所について、開設のため、その用地取得に奔走しましたが、結局、浮上した物件は、条件や地元の消防等の法規制に抵触するなど、残念ながら年度内には実現への見通しをつけることができませんでした。

引き続き、令和4年度も、西和地区において、前述事業を創設するため、建設用地取得に向けて、物件探しに鋭意活動して参ります。

また、・橿原市大軽町における共同生活援助事業所「日中サービス支援型グループホーム」ビレッジまほらB棟

についても、令和4年9月ごろから建物・外構工事等が始まり、来年（令和5年）2月中旬に完成して、同年4月から、運営を開始することから、それに向けた様々な事前準備を行う必要があります。

法人の活動は、暮らしを守る「福祉の原点に立ち」コロナ禍により急増した生活課題への対応策と、新たなアイデアや工夫を取り入れた新しい障がい児・者福祉の実践を模索し、これまでの「あゆみをとめない」ための具体的な方策を講じていきます。

私たちのこうした活動が、地域の人々や世論の理解と共感を得て障がい児・者一人ひとりが自身の存在の価値を実感し、様々な人と共に支えあいながら生きていくことの喜びを分かち合える社会や、生活実現への一步になることを信じ、新型コロナの感染が一日も早く収まり、法人組織が一体となって事業・活動を推進するため、ここに、令和4年度事業計画を定め、引き続き知的・発達障がい児・者の福祉の

向上に一層努力する所存であります。

## 実施計画

### 1. 法人本部

#### (1) サービスの質の向上（信頼と安心のサービス）

##### 前年度

に引き続き、法人理念に基づいた支援体制の確立は継続した目標であります、職員意識の統一が、確実に実践や成果につながる体制を目指します。

重点目標としては、

- ① 多動や他傷性のある重度障がい児・者などで、危険を防止するための対応や支援の必要な重度利用者にあっては、支援方法や体制について、十分な配慮と検討を行う。
- ② 就労継続支援（A/B型）・就労移行支援の取り組みを通して、障害者の就労の方向性について検討する。
- ③ グループホームや居宅サービス等、障がい者の生活全般について検討や相談事業の強化等、今後の支援の方向性を総めくる。
- ④ 青色防犯パトロール隊の活動を継続しながら、更なる地域貢献活動として、地域住民のニーズや意向を把握しながら、プラスワンの新たな貢献を推進するなど、活動を強化する。
- ⑤ 首都圏直下型地震や南海トラフ・火山の噴火などの大災害の発生の懸念が指摘される中、また、新型コロナウイルス感染症の予防をしながら「できること、できる方法」を生み出す、障がい児・者福祉の本領を發揮する時だと考え、利用者の安心、安全の確保と事業の継続について万全の対策を講じる。

また、市町村の防災計画と連動した災害時の支援・応援・体制を構築する。

#### (2) 財務基盤の安定化

利用者へのサービス提供基盤をより強固にするためには、財政の安定など、利用者の安心感が得られる充実した環境づくりが重要である。

これまで、通所者やグループホーム体験利用者への利用促進への様々な角度からの働きかけ等により、また、児童発達支援事業・放

課後等デイサービスの積極的な展開により、同事業での利用者の増加に伴って、デイケアの利用者も増加した結果、給付費の伸びが前年度比で、毎年約18%位の伸びを示しておりましたが、令和3年度は、前述の通り令和3年1月・2月の介護給費が約13%位落ち込む状況にあります。

これに対し、人件費は、ここ4年間は、収入のほぼ60%前後で推移するなど、適切な水準に収まっています。

今後共、これらの事業拡大を図りながら、介護給付費等の增收を図り、安定的な事業運営の持続及びコストマネジメントの徹底と創意工夫につとめ、更なる財務基盤の安定のため、全役職員が一丸となって取り組みます。

### (3) 有能な人材確保と育成

社会福祉法人には、質の高い障害福祉サービスを安定して継続的に、提供することが求められている。それを担うのは、ひとえに人材であり、将来の法人の姿を考えると、法人の成長は「人材の育成、成長」にかかっていると云っても過言ではありません。

法人理念を基本とした新人、中堅職員の育成はもとより、法人運営の中核となる職員や、施設長等の高齢化に伴う次世代リーダーの育成は急務です。

事業部門別諸会議の運営の中心を役職とし、本部で会議を重ねることで、法人の理念・経営への意識を高めます。

人材の育成は、今後の法人経営の方向性を示す重要なことから、当該職員の人材育成、配置はこの2~3か年間をかけて準備する。

先の報酬改定でも示されたように、良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から福祉専門職の配置割合が高い事業所を評価できる新たな区分を創設するなどの見直し措置が図られました。

障がい者福祉のスペシャリストとして、時代と社会のニーズに対応できる人材がこれまで以上に求められることから、業務への取り組み意識を改革し、職員の資質の向上を図るため、人材育成を目的とした内外研修等を引き続き実施します。

### (4) 人事制度・法人の組織強化

(活力と持続的発展性のある組織づくり)

各事業所の利用者の円滑な支援に向けて、これまで同様に適正な人の配置ができるよう法人の更なる組織強化を進める。

適正な人員配置、組織については、運営会議で検討し、理事会

・評議員会に提案する。

また、少子高齢化に伴う障がい福祉制度の変革を見すえて、福祉人材の確保が難しくなる状況を勘案した人員確保の方策を明確にした経営モデルを構築する。

人事制度については、考課を昇、降任に反映するため、法人としての人事情報管理を開始し、給与表の見直しを行う。

職員は自覚して自己啓発をし、上司は責任を持って部下を育成する風土を醸成し、利用者への最良の支援を実現する。

#### (5) 働きかた改革「働きやすい職場づくり」

介護など福祉業界は、離職率が高く人材確保が困難と云われていますが、当法人では、児童分野は定着率が好調であります。

特に、生活介護事業所においては、2年前には離職者が続いたこともありましたが、こここのところは、若干の出入りはあったものの、ほぼ定着安定しつつあります。

過去の経験を活かし、長時間労働や・メンタル不調の防止を図り、安心・安全な職場として職員の定着と業務のベストパフォーマンスが發揮できる職場環境を目指し、先ず、取り組んだのが「NO残業」でした。

職員に「定時には、パソコンの電源を落として」定時に退社すること。遅くとも、定時から30分以内には、完全退社するよう徹底しました。

それでも、残業を余儀なくなった場合には

- ① 残業する仕事の計画を立てる
- ② 作業時間を決めて承認を受ける
- ③ 無駄をなくし、時間を厳守する

ことを条件として、上司の伺いを立てるよう指示し、既に、その旨を各事業所に掲示しているところであります。

また、法令に従いこの度の働き方改革の目玉である年次有給休暇の最低5日以上の取得についても全員消化しており当然ながら働きやすい環境情勢になりました。

#### (6) 事業の進捗状況の点検把握と改善。

それぞれの事業の着実な実現に向け、その推進状況を評価するため、今後の目指すべき姿を示した指標を設定し、その進行や達成状況等について点検を行い、進捗状況の把握に努め、現状と課題、今後の方向性について適切な指導あるいは指示をこまめに行い改善につとめます。

## (7) 法令遵守及び苦情解決のしくみと危機管理体制の整備

障害福祉サービス利用者の適切なサービス利用及び権利擁護を目的に、事業者として、常にその提供する障害福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めるため、その仕組みにおいて、社会性や客觀性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を促進してまいります。

併せて、法人、組織体制の点検を行い、運営を確固たるものとするため危機管理体制を整備・確立し、利用者から信頼され、安心される体制を構築します。

また、障害児・者の人権を対象としたすべての方々の人権を擁護するとともに、個人情報の保護を含むコンプライアンスの遵守を徹底的に実行します。

更には、東日本大震災より11年が経過しましたが、来るべき東南海地震や首都直下型地震等への防備として、災害時の要援護者への支援の在り方や、地域の防災対策における施設・事業所の福祉避難所としての在り方等について引き続き検討を行うとともに、大規模災害に備え、既に、橿原市と法人との間で、当法人の生活介護事業所（橿原市福祉作業所）と（自立支援センターかしはら）の2施設を橿原市民間福祉施設避難所として「災害発生時に民間福祉施設等が行うよう配慮者の受け入れ協力に関する協定書」を締結したところあります。

引き続き、令和2年5月に移転した福祉型児童発達支援センター「なら子ども発達支援センターふあへすと」を災害発生時に民間福祉施設等が行うよう配慮者の受け入れ協力施設として、橿原市との協定締結を行い、平時からの防災体制及び災害発生時の効果的な支援体制の強化構築を目指します。

## (8) 地域社会への貢献（地域住民や関係機関・団体等との連携の促進強化。）

令和2年6月12日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。その中で社会福祉法が改正されるなど、社会福祉法人の「連携・協働・合併・事業譲渡」など、ここにきて社会福祉法人の事業展開が取り上げられるようになりました。

その背景要因は、社会福祉法人改革です。地域における公益的な取り組みを実施する責務が定められ、各地で複数の法人が連携・協働して責務を果たそうとする動きが始まったことが事業展開の検

討の背景要因と考えられます。

次いで、地域共生社会の動きです。人口減少や急激な高齢化、地域社会の脆弱化によって、地域の福祉ニーズが多様化・複雑化し、従来のように福祉各法で想定する典型的な福祉ニーズに対して縦割りでサービスを供給するのでは、対応が困難になり、地域のニーズを起点に制度別のサービスや制度外のサービスに横櫛を通すことが求められている。

その次は、2040年問題です。人口減少社会、そして急速な高齢化に伴って、現役社会である生産年齢人口の割合が急激に減少することが予想されます。

その中で社会にある人・モノ・カネの諸資源を効率的かつ効果的に活用するため、ICTやロボットなどだけでなく、福祉サービスの供給メカニズムの抜本的な見直しが求められ、連携・協働化・大規模化が、有望な手段だと期待されています。

当法人としては、このような社会福祉法人の事業展開の検討には至っていませんが、身近な活動として、既に実施しています「青色防犯パトロール隊」の活動を手始めに、地域に根ざした開かれた法人施設として、今後とも地域住民との良好な関係や、関係団体・機関、その他社会資源などとも密接に連携し、相互の信頼と協力により、所期の目的達成に努める所存です。

## 2. 各事業について

「補足資料：別表・現状と課題、今後の方向性」参照

### (1) 生活介護事業所「檜原市福祉作業所」の取り組み

利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な支援を適切かつ効果的に行うことを本事業の基本としています。

支援については、ケアマネジメントの手法を用いて、個別支援計画に基づき適切な支援ができるようにするために、引き続き必要な社会資源の開拓と創出の取り組みをしてまいります。

そのため必要な活動として

- ② 利用者本人の日常生活に必要な社会関係を身につけるため地域の人々と積極的に交流を図る取り組みを行い、障がい特性に応じて、就労継続（B型）支援事業所「かしはらワークス」「以下B型作業所という」の出張先で活用の場である「ゆうゆ～今

井」を活用して、文化活動や創作活動を行うなど地域社会につながる活動をおこないます。

- ③ 自己決定をする力を身につけるため、表現の手法と生活の中の「選択肢」を可能な限り多く準備し、本人に必要な援助が適切に行えるようにします。
- ④ 利用者本人の日中活動が、本人にとって出来るだけ適切な活動の場とするために、地域社会あるいは社会資源との連携を図るなど、様々な活動の場を拡大していきます。
- ⑤ 障がい特性を十分に把握し、無理のない個別支援や課題の酷似したグループ単位の支援を原則として、作業所外の活動を積極的にとりいれます。具体的には、本人のニーズと適正を軸に、障がい特性に応じた班編成とし、それぞれ主な支援や活動の重点を設定致します。
- ⑥ 更には、アルミ缶や古紙等リサイクル品の回収作業を通じて地域との交流、啓発を図り、園芸・農作業などの野外活動や軽作業・創作的活動を積極的に、バランスよく取り入れるなど幅広い活動を通じて最低限の生活スキルの習慣をめざします。
- ⑦ また、地域での活動は、地域での夏祭りなどの行事やイベント参加や、県スポーツ協会主催の「ゆうあいボーリング大会」「県障がい者スポーツ大会」などに参加できるようにメンバー全員が取り組んで参ります。
- ⑧ 社会貢献活動・公益事業に位置づけ実施しております「青色防犯パトロール」を引き続き、職員と利用者と共に日中活動の中で鋭意取り組んでいく。  
等々を支援の基軸においていた活動をおこないます。  
なお、本年度の養護学校からの新卒業通所者は3名となります。

#### (1) の 1 : 檜原市福祉作業所の移転について

これまでの会議でご報告いたしました「檜原市福祉作業所」の檜原市からの令和4年3月31日までに、中央公民館からの明け渡しを求められていきましたが、活動に必要な什器等が新型コロナ禍の影響で予定の期限内の納品が難しくなるなど、引っ越しを延長する必要が出てきたことから、檜原市の関係者に面談し、檜原市長宛に文書により「令和4年4月末まで」継続利用・借用延長を強く要望した結果、ご理解頂き要望が認められところであります。

ご案内のとおり、新しい作業所は、自治会や近隣住民への説明・

同意を頂き、建設業者等の努力により予定通り、本年3月末に無事竣工したことから、職員一同新たな気持ちをもって事業を展開推進してまいる所存であります。

#### (1) の 2：西和地区における生活介護事業所設置について

当法人の放課後等デイサービス事業のうち、西和地域上牧町に展開のファミリーサポートせいわ「大地」並びに同「大地の森」については、定員を遙かにオーバーしており、その殆どが、香芝市・上牧町を中心とする奈良県立西和養護学校の児童・生徒であり、卒業後の進路についても8割が生活介護事業の利用を希望されております。

昨年の理事会・評議員会でご承認いただきました「放課後等デイサービス事業「ファミリーサポートせいわ（大地の森）」の北側敷地に建設の承認を頂きましたが、消防法の規制等に抵触するなどの事由から建設残念に至ったものであります。

そこで、引き続き上牧町を中心とする西和地域において、生活介護事業所並びに放課後等デイサービス事業所の建設に向けた用地の取得について承認頂きますようお願ひいたします。

#### (2) かしはらワークス「多機能事業所（就労移行支援）（就労継続支援・B型/被雇用型）」

一般企業に雇用されることが困難な障害のある人が、就労するにあたり必要な知識や能力の向上を図り、実習や職場探しを通じて、企業などへの雇用を目指した支援を行います。

喫緊の課題としては、養護学校卒業後の進路の受け皿となり、自立に向けた就労事業を創設展開し、活動の場を広げ、受け入れ態勢を整える事と考えています。

就労継続支援A型事業として、これまで直営で運営していました「なら子ども発達支援センターふあへすと」内の給食センターの給食・弁当事業については、引き続き、利用者を配置して、洗浄、仕込み作業等を通じて、彼らのスキルアップにつながる技術習得にと、充実した活動を推進していきます。

就労継続支援B型事業の活動内容としましては、令和2年9月より始まりました「染色教室」では、世界的にも活躍されています「中居公子様」により利用者の活動の場として染色教室を週に1回開催します。

染色された生地を加工しマスクやランチョンマットなど、利用者工賃向上の事業としても取り組みます。

同年10月に開業いたしました、たこ焼き屋台「たこまる」での活動の場も広げてまいります。

「ミニレストランまぁぶる」・「おかし工房実ん都」の調理作業や焼き菓子等の製造・加工、販売・「クロネコヤマト」(DM便配達は一昨年11月よりネコポス配達に形が変わりました。)の配達業務を続けていきます。

今年度、国産大豆を使用した味噌つくりを年間5回「まぁぶる」でのランチ提供、また同法人福祉作業所の協力のもと、大豆栽培に取りかかり収穫、初めてその大豆で味噌を仕込みました。今後、道の駅や養護学校等の販路拡大にも力を入れてまいります。

就労移行支援事業での活動としましては、「まぁぶる」「実ん都」「たこまる」「軽作業」での活動全般と、給食事業等の作業を利用者の特性に合わせて行っています。

本年は就労移行支援、就労継続支援B型事業所に各1名の利用者増員があり9名の利用者が活動を行っています。定員割れをしている状況ではありますが、選ばれる事業所になるため、活動の場所を増やし、選択できる事業所になりうるよう、また地域に愛される事業所にと事業展開を行ってまいります。

次年度に向け、放課後等デイサービスとの連携を強化し、養護学校高等部へのアプローチ、実習の受け入れも積極的に行い卒業生を受け入れる素地を作って参ります。

利用者の強みを生かし、集中力や理解力、能力などを見極め、一人ひとりに適した活動の場やその適正に応じた仕事内容、職業定着のために、必要な支援や相談を行います。障がいの有無に関わらず、利用者が社会にとって必要な存在であることで、自信や喜びを感じ「働く」意味のある事業所にしていきたいと思っています。

なお、本年度4月からの養護学校卒業から迎える新人通所は、1名「女性」となり、本年度は利用者10名となります。

### (3) 共同生活援助事業

(グループホームきらめき・あすか・うねび)

(ビレッジまほら)

障がいのある方の自立した生活や、施設や自宅から地域生活への移行に対応するためのステップとして事業展開しています。

いまやGHは、知的障がい者のある人の住まいとして中心的な位置づくとなっていることから、様々なニーズに応えるためのあ

らゆる類型や特例が制度化されています。

この度、樋原市大軽町に創設した日中サービス支援型 GH「ビレッジまほら」は、この4月から運営開始しましたが、重度障がい者や高齢期を迎えた障がい者を主な対象としております。

2018年（平成30年）4月に新設された類型であり少しづつ整備が進んでいます。年齢や体力、抵抗力といった理由で生活介護などの通所サービスを毎日利用することは難しい人のために、世話人や生活支援員が日中も配置され、ある程度の個別支援が提供できる体制になっています。

また、これまで、通所サービスの利用が難しい状態の人は入所施設でないと対応が難しいとされていましたが、日中支援型であれば住まいの選択しが増えますし、事業所の指定基準で短期入所居室を確保することになっています。

この度の、GH「ビレッジまほら」は、内覧会・説明会を経て募集の結果、定員が1階10名・2階10名「プラス短期入居1室」であり、現在の入居者は、1階7名・2階8名となっており、今後入居を目指す人からは、体験を経て緩やかに入居に移行したいといった希望があることから、各階については、各一室を体験用に空けておくことにしています。

これまでの当法人運営の GH は、介護サービス包括型であり、世話人や生活支援員を自法人で採用し、原則、全ての支援を自法人の職員で対応すると云った類型の GH で、利用者は、日中は生活介護で、作業所で活動していますので、昼間は、GHには職員はいません。

グループホームきらめき「きらめき・あすか・うねび」はそのタイプであり、現在5人の入居者に対して2名の世話人を配置する人員体制は県内にも県外にも例のない極めて手厚い配置をしていましたが、世話人や生活支援員の確保が難しくなりつつあって、加えて、「ビレッジまほら」の事業開始によって、日中も職員を配置することから、GHきらめきの体制を見直す必要が出てきました。

そこで、GHきらめきの「きらめき・あすか」の入居者を3名にして、世話人あるいは生活支援員を1名配置し、つまり、三対一の体制にする。

他の入居者は、「ビレッジまほら」の入居に移って貰う。また、「GHうねび」については、女性全員（5人）を同じく、「ビレッジまほら」に移って貰うことになりました。

空室になった「GHうねび」については、女性専用のGHとして、障がい程度区分の比較的軽い福祉的就労の利用者の入居を推進すると云った方針を打ち出し早速実行しました。

今後「GHうねび」については、福祉的就労事業所「かしはらワークス」にある利用者にたいして、親御さんご本人さんへの十分な説明会を行い、GH本体の支援を受けながら、一方3年と云う機関の中で、徐々に日ごろの生活を自分自身で組み立てることが出来るよう調整し、機が熟せばそのままGHからの独立を目指すことも可能となります。

障がいが重い利用者でも安心して生活できるGHとして御家族様より信頼されていますが、人件費等の運営面での課題と共に利用者と御家族様の高齢化により今後想定される多様なニーズに応えるため、体制等の見直しを含めて対処していく必要性を感じております。

橿原市大輕町「日中サービス支援型グループホーム（ビレッジまほらA棟）」に続いて、令和5年4月創設開所する（ビレッジまほらB棟）についても、開所に向けた準備を鋭意すすめています。

#### (4) 福祉型児童発達支援センター なら子ども発達支援センターふあへすと

児童発達支援センターとして、中南和の未就学児の専門分野、集団事業部の役割として定着してきました。「親子通園」「毎日通園」「並行通園」「個別訓練」と総合して家族支援、未就学児の支援に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症がある中、幼稚園、保育園の休園に伴い、多少の影響は受けたものの、途切れない支援として、居宅電話支援に切り替え、家庭生活での困難さに寄り添ってまいりました。

療育希望者が徐々に増え、登録者数が118名から165名と増加してきました。

橿原市は勿論の事、奈良県障害者総合支援センターのドクターからの紹介、各市町の担当課や保健センター、相談事業所の他に、幼稚園、保育園の方からの勧めや紹介、口コミ等による問い合わせも増えてきています。

##### ① 「親子通園」

発達障害や、発達性共同障害のお子さんが早期に診断を受けられるケースが増え、1歳児からの参加も増えてきています。

早期療育のスタートとして、親子での通園で、子どもの発達について知り、積極的に受けに来られる保護者が増えています。また、保育園、幼稚園では集団生活が難しく、退所して来られるケースもあり、「毎日通園」へと移行されています。

## ② 「毎日通園」

集団生活が困難で言葉の遅れや軽度の知的障害、自閉症スペクトラムの未就学児で基本的な生活習慣がつきにくく、丁寧な個別支援が必要な未就学児が対象で、保護者の中には就労している方が多いです。毎日の決まった安心できる環境の中で小集団の中で発達を促しています。

コミュニケーションが取りにくい、言葉がなかなか出にくい等のことが、毎日の療育の中で成長が見られ、日々療育の大切さが保護者にも伝わって「毎日通園」を希望される保護者が増えました。特に年3回の参観日、誕生会、夏祭り、運動会、遠足、卒園式等様々な行事もあり、給食の提供も好評です。食事の偏食で悩んでいる事が多く、食育としても勧められています。

## ③ 「並行通園」

幼稚園、保育園に通園されている未就学児が小集団で支援を受けています。園生活でなかなか集団の中に入りにくく、困難さがあるお子様も、自己肯定感が持てる様になってきています。

保護者支援として送迎も行っています。昨年度より、幼稚園、保育園の先生から連携を兼ねてふぁ～すとの様子を見し、連携を深めています。

また、保育所等訪問支援事業につきましては感染症が落ち着き次第、受けていく予定です。

## ④ 「個別訓練」

作業療法士による感覺統合訓練、STによる言語訓練は未就学児の訓練として定着しています。作業療法士による机上OTが始まり、その専門性から微細訓練として人気があり、お子様の発達の段階や支援の内容から、保育士や、公認心理士とカンファレンスを行い個別訓練を進めています。

専門訓練士が子どもの発達を個人的な対応で促しています。  
年長児の小学校入学に向けて、学習支援も行っています。

#### ⑤ 発達検査と個別面談

公認心理士が発達検査を新版K式発達検査で行っています。保護者にお子様の状態を伝える事で、お子様の今後の支援計画にも役立っています。半年ごとの間隔をおいて検査を実施する事によってお子様の支援に関わる支援者と保護者の共通認識に役立っています。

専門的に発達についての相談がすすめやすくなっています。半年ごとに個別支援計画の見直しの為、個別面談を行っています。それ以外でも、保護者との面談が必要な場合は面談し、保護者の支援として、充分な時間をとって支援の充実を図っています。

本年も、引き続き本格的な療育センターとして発展充実させ、新たな「福祉型児童発達支援センター」へと繋げて行くためにも、また、名実ともに中南和の療育拠点として認知されるよう、専門性のある支援者を育成する観点から、職員間での勉強会やカンファレンスを行い、保護者にとっても利用しやすいセンターとして、役割を發揮していくけるよう鋭意努力を重ねて参る所存であります。

#### (5) 児童発達支援事業並びに放課後等デイサービス事業

「ファミリーサポートかしはら (太陽)」

「ファミリーサポートこおりやま (宇宙)」

「ファミリーサポートせいわ (大地)」

「ファミリーサポートかしはら (大海)」

「ファミリーサポートかしはら (銀河)」

「ファミリーサポートかしはら (大河)」

「ファミリーサポートせいわ (大地の森)」

「ファミリーサポートかしはら (はやぶさ)」

「ファミリーサポートかしはら (りゅうぐう)」

「ファミリーサポートかしはら (すべて)」

この事業は「障がい児が日常生活における基本動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障がい児の身体及び精

神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行う」としており、成長期の児童・生徒における早期教育・早期療育支援の立場から、お母さんの就労という家族支援の観点からも、最も重要なサービスであります。

また、当法人の展開する居宅介護等事業「デイケアセンターかしはら」の利用者として、更には、卒業後の進路として、当法人の生活介護事業や就労系支援を選んで貰えることも、この事業の目的の一つであります。

また、法人事業収入全体の約65%前後を占めるまでに至り、法人事業躍進の原動力にも成長しております。

この事業は、事業開始直後から利用者が急激に増加し、今では、利用者が、特別支援学校4校、加えて、奈良市、生駒市、宇陀市・奥吉野、東吉野を除く、地域の小・中学校の特別支援学級の児童生徒、更には、就学前児童園施設「奈良県リハビリセンターのわかくさ愛育園」「かしのき園（橿原市）、仔鹿園（奈良市）」等を卒園して小学校へ進学して放課後等デイサービスへの利用契約が徐々に増加しつつあって、10事業所の契約者数は、現在319名「内訳：たいよう17名・宇宙38名・大地42名・大海22名・銀河33名・大河21名・大地の森43名・はやぶさ27名・りゅうぐう20名・すてっぷ56名」と推移しており「すてっぷ」が加わった分だけ増加しています。

放課後等デイサービス事業所については、全体的には契約者数の変動はないものの、事業所別では増減がみられる。

本年度も、新型コロナウイルス感染防止に最大限気配りしながら魅力ある活動メニューを示し、充実した放課後等の支援により、更なる利用者の増加と增收に務めて参ります。

ただ、この度の新型コロナウイルス感染による緩和措置も解消され、3ヶ月の平均利用者の定員が125%を超えないためにも、また、養護学校卒業後の進路として貰うためにも、西和地域での新規事業所「放課後等デイサービス事業所・生活介護事業所」を創設すべく、本年度は用地の確保と建設に向けた活動を推進してまいります。

## (6) 居宅介護等事業「デイケアセンターかしはら」

本事業は、障害のある方の休日や長期休暇等における本人の活動の幅を広げるための余暇活動等を支援する観点から、平成19年11月事業開始し、令和4年4月末で15年6ヶ月になります。

利用者への積極的な情報提供の観点から、毎月企画発行するイベント情報も、二階堂養護学校、西和養護学校、大淀養護学校在学中の利用者には、毎月その都度ご本人に手渡し、それに、地域の小・中学校の各特別支援学級の児童・生徒に配布し、本年3月で、発行回数も174回（月）を重ねるに至りました。

その結果、学校側の理解と協力により、くち込みや積極的な広報活動の成果もあってか、新型コロナ禍にあっても利用申し込みがあり、現契約者数が200名となっております。

現在は、新型コロナウイルス感染症がなかなか収束しない状況下においてによる、近隣の府県の状況により急遽の企画の変更や、参加人数の縮小などの対策により、休日等の利用者数は平均約30～40人程になるところであります。

イベント利用にあたっては、新型コロナウイルス感染防止の為、密集にならない、手洗いの励行、マスク着用の対策を施し、「絶対に感染しない。感染させない」を常に意識し、利用者、職員ヘルパー共々徹底して行っていく所存であります。

今後ともこの事業の重要性に鑑み、利用者がより一日を充実して過ごせるよう、様々な資源の活用、利用者の障がい特性に沿った活動内容、さらには職員、ヘルパーが個別支援計画に基づき、支援技術の向上に努め、あらゆる機会を捉えて事業所の活性化を行っていきたいと考えております。

#### （7）指定「一般・特定・障害児」相談支援事業（障がい児・者相談支援センターなら）現在、契約者数「394名」

相談支援事業は、障がい児・者の自立した生活を支えていくため、利用者の抱えるニーズや、課題にきめ細かく対応するとともに、必要な情報の提供や助言等を行い、様々な地域の資源や、契約制度のもとで、障がい福祉サービスを組み合わせて利用することを継続的に支援していくことであります。

また、個々の利用者への支援を通じて明らかになった地域課題への対応について、地域全体で、サービス提供事業者などと連携して検討し、支援体制を整えて行くことが必要であります。

この制度は、平成24年4月から全障がい児・者に適用実施するとしていますが、橿原市のように市の要綱でその上限を決めており、障がいの状況や特性等から必要性があっても、それ以上は何としても支給しないと云う市町村もあります。

○障害のある人やご家族が希望する生活の実現、目標の達成に

に向けて作成する。

- 計画には、ご本人の希望や目標、支援方針、利用するサービスなどを記載する。

と云うこのサービス等利用計画作成の趣旨や、重要性、必要性を尊重していない行政もあります。

その一方で、本人の障害特性やそれを支援する家族の状況等を総合的に勘案して、必要な日数や時間数を支給決定している市町村もあり、その格差が著しい状況にあることから、私たちは、当事者が立ち上げた法人として、あくまでも利用者のサイドに立った姿勢を貫き、地域自立支援協議会や障害者団体協議会などの運動団体と協働して、この制度の円滑な推進と平準化に向けて市町村に求めていく所存であります